

無担保転換社債型新株予約権付社債の引受契約書<アーリー用 >  
雛形の公表について

2024年3月6日  
一般社団法人 Fintech 協会  
社債の活用促進に関する研究会

Fintech 協会は、新しい金融サービスが生まれ育つエコシステムの創設を目指し、オープンイノベーションや法制度も含めた金融取引環境の整備を通じ、国内外の金融業界の持続的かつ健全な発展を推進している。当該取組の一環として、当協会が設置する「社債の活用促進に関する研究会」は、2024年3月6日付で「無担保転換社債型新株予約権付社債の引受契約書<アーリー用 >」を作成し、公表する。

「社債の活用促進に関する研究会」委員名簿

落合 孝文\* (渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー弁護士・プロトタイプ政策研究所 所長)  
木村 康宏\* (freee 株式会社 執行役員社会インフラ企画部長)  
久保 彰史 (あおぞら企業投資株式会社 代表取締役 CEO)  
小村 和輝\* (Siiibo 証券株式会社 代表取締役 CEO)  
高尾 知達\* (ファンズ株式会社 取締役 CLO)  
内藤 裕 (EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部パートナー)  
福田 拓実 (SDF キャピタル株式会社 代表取締役)  
松尾 健一 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)  
森下 哲朗 (上智大学法学部教授)

(敬称略・五十音順)

\* 当協会理事

研究会事務局 (渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)

弁護士 鈴木 由里 (シニアパートナー)  
弁護士 谷崎 研一 (シニアパートナー・プロトタイプ政策研究所 副所長)  
弁護士 町田 行人 (パートナー)  
弁護士 橋本 円 (パートナー)  
弁護士 臼井 康博 (A&S 福岡法律事務所弁護士法人 パートナー)  
弁護士 藤原 理 (パートナー)  
弁護士 松田 一星 (アソシエイト・プロトタイプ政策研究所 主任研究員)

## 第●回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受契約書<アーリー用<sup>1</sup>>

●（以下「発行会社」という。）及び●（以下「投資者」という。）は、投資者による発行会社の発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の引受に関して、以下のとおり合意する（以下「本契約」という。）。

### 第1章 定義

#### 第1条 （定義）

本契約において、以下の各用語は、次の定義に従い使用されるものとする。

1. 「クレーム等」とは、クレーム、異議、不服及び苦情を総称していう。
2. 「契約等」とは、契約、取り決めその他の合意（書面によるか、口頭によるかを問わない。）を総称していう。
3. 「子会社」、「関連会社」及び「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条に定義される場所によるものをいう。
4. 「債務不履行事由等」とは、契約等にかかる解除・解約・取消・終了事由、期限の利益喪失事由若しくは債務不履行事由、又は、通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由を総称していう。
5. 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続を総称していう。
6. 「特別利害関係者」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第31号イに定義される場所によるものをいう。
7. 「反社会的行為」とは、以下の各号に掲げる行為をいう。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、第三者の信用を毀損し、又は第三者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

---

<sup>1</sup> 転換型新株予約権付社債がレイト期や株式上場（IPO）後まで転換されず残存することもありうるが、現在のところ、アーリー期に近時に株式に転換されることを想定して発行されることが多いと考えられるため、本雛型はアーリー期に発行されることを想定して作成している。レイト期に発行される場合や株式上場（IPO）後まで残存されることが想定される場合には、状況に合わせて個別に本契約を修正することが必要である。

8. 「反社会的勢力等」とは、以下の各号に掲げる集団又は個人をいう。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (5) 暴力団員等に対して故意又は過失により資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を営む者、又はこれらの関連者
  - (8) 公序良俗に反し又はそのおそれのある事業を行う者
  - (9) その他前各号に準ずる者
9. 「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制を総称していう。

## 第2条 （新株予約権付社債の発行及び引受）

発行会社は、本契約の規定に従い、別紙1記載の新株予約権付社債発行要項により、投資者に対し、第●回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）総額金●円分の発行を行い、投資者はこれを引き受けるものとする。

## 第3条 （本新株予約権付社債の内容に関する告知事項）

1. 発行会社及び投資者は、発行会社が、投資者に対し、本新株予約権付社債に関し、以下の事項をあらかじめ告知したことを確認する。
  - (1) 本新株予約権付社債に関しては、本新株予約権付社債の引受の申込みの勧誘が、金融商品取引法第2条第3項第2号ハに該当し、いわゆる少数者私募<sup>2</sup>に該当するため、かかる勧誘について、同法第4条第1項に基づく届出が行われていないこと。

---

<sup>2</sup> 本契約においては、本文柱書に記載のとおり、取得勧誘を行う相手方が少数者である場合（少数者私募）を前提に作成しています。取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家のみである場合（いわゆるプロ私募、金融商品取引法第2条第3項第2号イ）を利用する場合の告知事項は、金融商品取引法第23条の13第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の14をご参照ください。

- (2) 本新株予約権付社債に、本新株予約権付社債を取得し又は買付けた者が本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限が付されていること。
  - (3) 本新株予約権付社債に、本新株予約権付社債に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。
2. 投資者は、本新株予約権付社債を譲渡する場合、前項に記載の事項をあらかじめ又は同時に、当該譲渡の相手方に対し、書面をもって告知するものとする。

#### 第4条 (発行会社による表明及び保証)

1. 発行会社は、投資者に対し、本契約締結日及び別紙1に記載の本新株予約権付社債の払込期日(以下「払込期日」という。)において、別紙2記載の事実が、発行会社の知る限り全ての重要な点において真実かつ正確であることを表明し保証する。
2. 発行会社は、第1項による表明及び保証の内容が真実若しくは正確でないことが判明した場合、又はこれに反することになるおそれが生じた場合には、その内容の如何にかかわらず、直ちに投資者に対してその旨書面により通知するものとする。

#### 第5条 (情報請求権)<sup>3</sup>

発行会社は、投資者に対し、以下の各号に定める情報請求権を付与するものとする。

- (1) 発行会社は、年次[及び四半期]の発行会社の財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、主要な重要業績評価指標を総称していう。以下本条において同じ。)を、作成後可能な限り速やかに投資者に対して交付する。なお、財務諸表等は、合理的に詳細であり、かつ、一貫した方針に基づき作成されなければならない。
- (2) 発行会社は、別紙1新株予約権付社債発行要項第12項第(5)号③にて定義される「支配権移転取引等」が発生した場合には、投資者に対して、その旨を14日以内に通知しなければならない。
- (3) 前各号に加えて、発行会社は、投資者に対して、投資者が随時合理的に要求する発行会社の財務状態及び事業運営に係る情報を開示するものとする。

#### 第6条 (払込の条件)

投資者の第7条第1項に定める払込義務は、払込期日までに、以下の全ての条件が充足されることを条件とする。なお、払込期日までに以下の条件が一部でも満たされていない

---

<sup>3</sup> IPO(株式上場)前においては、本項のとおり、会社と投資家間の個々の契約関係に基づいて情報を取得することになるものと思われる。一方で、IPO(株式上場)後においては会社法や金融商品取引法に基づく開示や証券取引所の規則に基づく開示が行われるが、債権者間の情報格差につきより配慮の必要が高まるので、それを踏まえての検討が必要となる条項である。

場合には、投資者は、第7条第1項に定める投資者の義務の履行を拒否することができるものとするが、投資者は、その任意の裁量により、当該投資者の義務の履行を選択することもできるものとする。但し、この場合であっても、第9条に基づく投資者による賠償又は補償の請求を妨げない。

- (1) 発行会社の第4条における事実の表明及び保証並びに、本契約締結に関して発行会社が交付した書面及び提供した情報が、発行会社の知る限り、全ての重要な点において、払込期日現在においても真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていないこと。
- (2) 発行会社が、払込期日までに、本契約上の発行会社の義務を全て適切に遵守及び履行しており、その他本契約上の義務に違反していないこと。
- (3) 発行会社が払込期日の3営業日前までに以下の書面を投資者に交付したこと。
  - (a) 本新株予約権付社債の発行に際して決議が必要となる発行会社の株主総会の議事録及び取締役会の議事録又は取締役決定書の一切（いずれも発行会社の代表取締役による原本認証がある写し）
  - (b) 投資者が合理的に請求する発行会社又は経営株主に関する証明書、報告書その他の書面

#### 第7条 （払込）

1. 投資者は、本契約の規定するところに従い、払込期日までに、別紙3記載の銀行口座への振込送金の方法により、その引き受ける本新株予約権付社債の払込金額を支払う。なお、振込送金に係る手数料は、投資者の負担とする。
2. 発行会社は、第1項により投資者が払込をした場合には、会社法（平成17年法律第86号）第915条の規定にかかわらず、投資者が払込をした日から●営業日以内に本新株予約権付社債の発行に係る変更登記を申請するものとし、その変更登記申請に対して登記所が発行した登記申請受理書を投資者に対して交付するものとする。

#### 第8条 [（次回株式資金調達等の本新株予約権付社債の取扱い）]

投資者は、その保有する本新株予約権付社債に係る社債が償還されていない場合において、発行会社において次回株式資金調達（別紙1新株予約権付社債発行要項第12項第(1)号①にて定義される「次回株式資金調達」をいう。以下同じ。）が発生するときには、当該次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）に、投資者の保有する本新株予約権付社債に係る新株予約権を行使しなければならない。但し、かかる場合において、次回株式資金調達が、転換期限（別紙1新株予約権付社債発行要項第12項第(3)号①にて定義される「転換期限」をいう。以下同じ。）までに発生しないときには、投資者は、その保有する本新株予約権付社債に係る新株予約権を当該転換期限に行使する

ものとする。] <sup>4</sup>

※「次回株式資金調達等の本新株予約権付社債の取扱い」を記載しない場合には、条文番号を修正する必要があります。

#### 第9条 （発行会社及び投資者の賠償及び補償等）

1. 発行会社は、本契約に規定する発行会社の義務に重大な違反があった場合は、第10条の規定に基づく本契約の解除の有無にかかわらず、これに起因又は関連して投資者が被った通常の損害、損失及び費用（弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を賠償するものとする。
2. 発行会社は、第4条において発行会社が行った表明及び保証が、その責に帰すべき事由の有無にかかわらず、重要な点において正確でなかった又は真実でなかったことにより投資者に損害等が生じた場合には、これを補償する。
3. 投資者は、本契約に規定する投資者の義務に重大な違反があった場合には、第10条の規定に基づく本契約の解除の有無にかかわらず、これに起因又は関連して発行会社が被った損害等を賠償するものとする。

#### 第10条 （投資者による解除）

1. 投資者は、本新株予約権付社債が発行される前に以下の事項が発生した場合に限り、発行会社に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
  - (1) 発行会社につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の申立てがなされた場合。
  - (2) 発行会社が、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の一部又は全部の譲渡及び譲受を行うことを決定し、又は行った場合。
  - (3) 発行会社が、仮差押、仮処分、強制執行、競売申立て又は租税滞納処分による差押を受けた場合。
  - (4) 発行会社が、営業の変更、停止又は廃止を行った場合。
  - (5) 発行会社が、手形若しくは小切手につき、不渡処分を受けた場合。
  - (6) 発行会社が、投資者の承諾を得ることなく、第三者に対して、発行会社の株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行し、又は、発行会社の株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の譲渡につき承認を与えた場合。

---

<sup>4</sup> 次回株式資金調達の発生時又は次回資金調達が転換期限までに発生しなかった場合の転換期限内に、投資者が本新株予約権付社債に係る新株予約権を行使する契約上の義務を負わせる場合には、本条を挿入することが考えられます。投資者に当該義務を負わせないことも考えられますので、括弧書きとしています。

- (7) その他、発行会社が本契約上の義務又は表明及び保証に重大な違反をした場合。
2. 第1項の規定にかかわらず、投資者は、発行会社が別紙1記載の払込期日以後に本契約に重大な違反をし、投資者からの当該違反の是正を求める書面による通知後、●日以内に当該違反が是正されない場合には、会社法の規定に従い本新株予約権付社債の引受け申込み若しくは払込みの無効又は取消を主張することができる間に限り、本契約を解除することができるものとし、又、法令等の定めに従って本新株予約権付社債の引受け申込み若しくは払込みの無効又は取消を主張することができるものとする。
  3. 前各項に基づく解除権の行使は、投資者による発行会社への損害賠償の請求を妨げない。

#### 第11条 (契約の終了)

1. 本契約は、以下に定めるときに終了するものとする。
  - (1) 本契約当事者全員で書面により本契約を終了することに合意したとき。
  - (2) 投資者が本新株予約権付社債又は本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得した発行会社の株式を一切保有しなくなったとき。
2. 本契約の終了前に本契約に基づき発生した権利及び義務は、その終了により影響を受けることがないものとする。

#### 第12条 (公表)

本新株予約権付社債の発行に関して対外的な公表を行う場合には、公表内容・公表時期及び公表の方法について、本契約当事者の間で協議の上、合意するところに従い、これを行う。但し、法令等又は金融商品取引所の規則に基づき公表が義務付けられる場合はこの限りではない。

#### 第13条 (秘密保持)

1. 本契約において「秘密情報」とは、当事者の一方（以下「開示当事者」という。）が他の当事者（以下「受領当事者」という。）に対して、本契約の検討、締結及び履行の目的のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示した一切の情報、並びに、本契約の存在及び内容をいう。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
  - (1) 開示された時点において、受領当事者がすでに了知していた情報
  - (2) 開示された時点において、すでに公知であった情報
  - (3) 開示された後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (4) 開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領当事者が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (5) 受領当事者が秘密情報によることなく独自に開発活動を行った結果取得した情報
2. 本契約当事者は、本契約に関し、秘密情報の一切を相手方の書面による事前承諾なく、

第三者に開示又は漏えいしてはならない。但し、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の規則、裁判、決定若しくは命令に従い必要な範囲において開示する場合を除く。

3. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、合理的かつ必要最小限の範囲において、受領当事者の役員、従業員、出資者及び出資者になろうとする者、受領当事者の親会社又は子会社の役員及び従業員並びに事業に関連して受領当事者又はその親会社若しくは子会社が依頼する社外の業務受託者及び弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、ファイナンシャルアドバイザーその他のアドバイザー（これらを総称して以下「役員等」という。）に対して、秘密情報を開示することができる。この場合において、秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、受領当事者は、本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反とみなして、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
4. 受領当事者は、本条第2項の規定に違反して、秘密情報が第三者に対して開示され又は漏えいし、若しくは秘密情報を紛失し又は盗取された疑いがあることが明らかになった場合には、速やかに、開示当事者にその旨を連絡し、開示当事者と協議を行った上で、開示当事者の合理的な指示に従って、秘密情報の拡散を防ぐために合理的な措置を自己の負担でとらなければならない。
5. 受領当事者は、相手方から事前の書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を複写又は複製してはならない。但し、利用目的のために必要最小限の範囲で複写又は複製を行う場合は除く。
6. 受領当事者は、事前の書面による開示当事者の承諾を得ることなく、秘密情報を本契約の検討、締結及び履行の目的以外のために使用してはならない。
7. 受領当事者は、本契約の有効期間中であるか、本契約終了後であるかを問わず、開示当事者からの書面等（電子メールを含む）による要求があった場合には、開示当事者の指示に従って、受領当事者の費用負担にて、受領当事者及び第2項の規定に基づき受領当事者が開示した役員等が保持する秘密情報を、速やかに返還又は破棄しなければならない。
8. 本条の規定は本契約の終了後も1年間は有効に継続する。

#### 第14条 （契約上の地位の移転）

本契約当事者は、他の当事者全ての事前の書面による同意なくして、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保設定その他一切の処分をしてはならず、又、第三者に承継させてはならない。

#### 第15条 （他の契約の制限等）



発行会社は、投資者以外の第三者との間で、本契約のいずれかの条項の履行を妨げる契約の締結又は合意をしてはならないものとする。

#### 第16条 （通知）

本契約に別段の定めがある場合を除き、又は、本契約当事者が別途合意しない限り、本契約に関連する全ての通知、同意、承諾、要求及びその他の意思の伝達は書面、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、別紙4に定める住所（メールアドレスも含む。）等に宛てて行われなければならない。なお、本契約当事者は、他の当事者に通知することにより、別紙4記載の住所（メールアドレスも含む。）等を変更することができる。また、通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

#### 第17条 （遅延損害金）

いずれかの当事者が、本契約に基づく金銭の支払義務を支払期限までに完全に履行することを怠ったときには、当該当事者は支払を怠った金額につき当該支払期限の日から支払済に至るまでの期間につき年率 14.6%の割合で計算される遅延損害金を支払わなければならない。

#### 第18条 （費用の負担）<sup>5</sup>

1. 発行会社は、本契約の締結、本新株予約権付社債の発行について支払われるべき印紙税その他の公租公課を全て負担し、これを支払う。
2. 第1項その他本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約当事者はそれぞれ、本契約の交渉、作成、署名捺印及び義務の履行に関連して自己が被った全ての費用（弁護士、公認会計士等の第三者に対する報酬及び費用を含む。）を各自負担する。但し、他の当事者の債務不履行又は表明保証違反を原因とする損害の賠償、補償等を求める場合の費用についてはこの限りではない。

#### 第19条 （完全合意）

本契約は、本新株予約権付社債の発行を含むその主題事項に関する本契約当事者間の完全な合意を構成するものであり、かかる主題事項に関する従前のいかなる契約、合意、約束及び約定（書面であると口頭であるとを問わない。）も、無効とする。

---

<sup>5</sup> シード・アーリーステージのスタートアップ企業において、株式による資金調達の間をつなぎの目的等で使われる J-KISS 型新株予約権 投資契約書 (version2.0) においては、引受契約に基づき発行会社の投資家に対する支払期日が到来した支払義務を履行させるために投資家が負担した合理的な弁護士費用及び法務に関連して生じた費用を含む全ての費用を発行会社側が負担するという建付けとなっている（第 5.5 条第 1 項）。

#### 第20条 (変更・修正)

本契約は、本契約当事者の事前の書面による合意なくして変更又は修正され得ないものとする。

#### 第21条 (分離可能性)

本契約のいずれかの条項が無効又は違法となったときは、その無効又は違法は、いかなる意味でも本契約の他の条項に影響せず、有効性を損なわず、無効としないものとし、本契約の他の条項は全て全面的に有効性を維持するものとする。

#### 第22条 (言語)

本契約は、日本語で作成され、締結されるものとする。本契約が日本語以外の言語に翻訳された場合においても、かかる翻訳は本契約の条項の解釈に一切影響しないものとする。かかる翻訳と日本語により作成された本契約との間に矛盾又は抵触がある場合は、いかなる場合においても日本語により作成された本契約が優先するものとする。

#### 第23条 (準拠法)

本契約並びに本契約に基づき、又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

#### 第24条 (管轄裁判所)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第25条 (誠実協議)

本契約当事者は、本契約の条項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

<以下、余白>

以上の合意を証するため、本契約書 2 通を作成し、発行会社及び投資者がそれぞれ記名押印又は署名の上、それぞれ各 1 通を保有する。

●年●月●日

発行会社： ●

【住所】

代表取締役社長 ●

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、発行会社及び投資者がそれぞれ記名押印又は署名の上、それぞれ各1通を保有する。

●年●月●日

投資者： ●

【住所】

代表取締役社長 ●

## 別紙 1

### 新株予約権付社債発行要項

本要項は、●（以下「当社」という。）が発行する第●回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、うち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

#### 1. 社債の総額

金●円

#### 2. 各社債の金額<sup>6</sup>

金●円の1種。各社債の口数は●口とし、本社債は、各社債の金額未満に分割することはできない。<sup>7</sup>

#### 3. 各社債の払込金額

額面●円につき金●円

#### 4. 各新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

#### 5. 新株予約権付社債券

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

---

<sup>6</sup> 転換社債型の場合には、会社法の現物出資の検査役の選任・調査を不要とするため、(i)新株予約権1個当たりの社債金額を500万円以下とする、(ii)新株予約権が行使された場合には社債の期限の利益が失われたとみなす旨の規定、(iii)行使された新株予約権の権利者が交付を受ける株式総数が発行済株式総数の1/10を超えない場合のいずれかの要件を満たす必要がある（会社法第284条第9項、同項第1号）。また、社債管理者を不設置とするための要件につき、第7項「社債管理者の不設置」及びその脚注をご確認ください。

<sup>7</sup> 少数者私募の場合には、主に①新株予約権付社債の取得勧誘の相手方が49名であること（但し、3か月の通算規定（金融商品取引法施行令第1条の6）にご留意ください。）、の他に②-1、新株予約権付社債を取得し、又は買い付けた者が、その取得又は買付けに係る新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限が付されていること（金融商品取引法第2条第3項第2号ハ、金融商品取引法施行令第1条の7第2号ロ、ハ、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第13条第1項、第3項第1号イ(1)）、又は②-2、新株予約権付社債の枚数又は単位の総数が50未満であり、表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること（金融商品取引法第2条第3項第2号ハ、金融商品取引法施行令第1条の7第2号ロ、ハ、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第13条第2項、第3項第1号イ(2)）を満たす必要がある。本項は②-2の後段の要件を満たすための記載である。

## 6. 社債の利率

- (1) 年利率[0/●]%とする<sup>8</sup>。

【社債の利率を定める場合（0%でない場合）には以下を挿入する。】

- (2) 本社債の利息は、各社債につき、当該社債が●年●月●日【償還期日の前日】において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、●年●月●日【償還期限】に支払われるものとする。
- (3) 前号にかかわらず、転換期日までに本新株予約権が行使されたことにより、株式に転換された場合には、当該転換の効力発生日に、同日までの利息を支払うものとする。
- (4) 利払日が銀行休業日にあたる時は、その支払は当該利払日の前銀行営業日にこれを繰り上げるものとする。
- (5) 本社債の利息を計算するときは、各本社債の金額に、●年●月●日【本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日の翌日】（当日を含む）から●年●月●日【償還期日又は転換期日】（当日を含む）までの期間の実日数につき1年を365日とする日割計算によりこれを計算する（各本社債の利息につき、1円未満の端数は切り捨てる。）。

## 7. 社債管理者の不設置<sup>9</sup>

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件をみたすものであり、社債管理者は設置しない。

## 8. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

●年●月●日

但し、各本社債の払込金額が払込期日に当社に払い込まれていることを本新株予約権の割当ての条件とする。

## 9. 償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、●年●月●日<sup>10</sup>（償還期限）に、本社債を償還期限まで保有した場合に限り、額面金額の100%の金額で償還する。
- (2) 当社は、本社債の払込期日の翌日以降いつでも、事前に本新株予約権付社債の社債

---

<sup>8</sup> 社債の年率は、市況、発行会社の信用力及び戦略、社債権者候補者の意向によって異なる。

<sup>9</sup> 社債管理者を不設置とするためには、各社債の金額を1億円以上とするか、又は社債の総額を当該種類の各社債の金額（複数種の場合はその最低額）で除して得た数が50を下回る場合のいずれかを満たす必要がある（会社法第702条、会社法施行規則第169条）。なお、本契約においては、社債管理者を不設置としているが、発行会社がレイターステージの場合やIPO（株式上場）前では社債の規模や社債の引受人の数等によっては社債管理者を設置せざるを得なくなる可能性が高いと考えられ、それを踏まえた検討が必要である。

<sup>10</sup> 実務的には、新株予約権付社債の発行日から0.5年から4年程度とされることが多い。

権者の書面による承諾を得た上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額の100%の金額で、繰上償還することができる。

- (3) 本社債の社債権者は、次回株式資金調達及び転換期限前に支配権移転取引等（下記第12項第(5)号③にて定義される「支配権移転取引等」をいう。以下同じ。）があった場合において、支配権移転取引等が当社の株主総会又は取締役会で決議されたとき（取締役会非設置会社の場合は取締役の過半数の決定があった場合を含む。）には、当該決議又は決定の日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から[30]日以上[60]日以内の日を償還日として、当該社債権者の保有する本社債の償還を請求することができるものとする。<sup>11</sup>
- (4) 当社は、本社債の払込期日の翌日以降いつでも、社債権者との合意に基づき、本社債の全部（一部は不可）の買入消却を行うことができる。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行日後いつでも、前号の定めに従い本社債の買入消却を行うことによって、買入にかかる本社債と一体をなす本新株予約権を同時に無償で取得することができる。
- (6) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

#### 10. 割当の方法

第三者割当の方法により以下のとおり割り当てる。

●【割当先】 金●円

#### 11. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権（以下「各本新株予約権」という。）の数は●個とし、合計●個の本新株予約権を発行する。

#### 12. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

① 本新株予約権の目的である株式（以下「転換対象株式」という。）の種類は〔普通株式/当社●種類株式〕とする。但し、割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が●円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）において発行される株式が〔普通株式/当社●種類株式〕以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。

- (a) 当該種類株式の発行価額が転換価額と同一の場合には、当該種類株式
- (b) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換

---

<sup>11</sup> 本契約においては、「支配権移転取引等」が生じた場合には、投資家に期限前償還を請求できる権利が生じる建付けとしている。

えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式

- ② 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分（以下、当社の株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、本新株予約権の保有者ごとに、本新株予約権付社債の発行価額の総額に本新株予約権の行使日までの経過利息を加えた金額を、転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨てることとし、現金による調整は行わない。
- (2) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権付社債の社債権者は、払込期日の翌日から●年●月●日までの間、いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
- (3) 本新株予約権の行使の条件
- ① 本項第(2)号の定めにかかわらず、本新株予約権付社債の社債権者は、次回株式資金調達が発生することを条件として、行使期間中、本新株予約権を行使することができる。但し、次回株式資金調達が割当日の●か月後の応当日（以下「転換期限」という。）までに発生しない場合は、転換期限において本新株予約権を行使することができる。
  - ② 上記①の定めにかかわらず、本新株予約権は、次回株式資金調達及び転換期限前に支配権移転取引等があった場合に、支配権移転取引等が当社の株主総会又は取締役会で決議のされた場合（取締役会非設置会社の場合は取締役の過半数の決定があった場合を含む。）には、当該決議又は決定日から当該支配権移転取引等の効力が発生する日後●日が経過するまでの期間、これを行使することができるものとする。
  - ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。
  - ④ 本新株予約権付社債の社債権者は、その保有する各本社債に付された本新株予約権の全部を同時に行使しなければならないものとする。
  - ⑤ 本社債につき償還又は買入消却がなされた場合は、以後当該本社債に付された本新株予約権は行使することができず、この場合、行使できなくなった本新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各新株予約権に係る本社債及び行使日までの経過利息に係る債権とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は当該本社債の価額及び行使日までの経過利息の金



額と同額とする。但し、本項第(1)号の交付株式数（算定の結果、除して得られる最大の整数を意味する。以下同じ。）の算定にあたり 1 株未満の端数を生じたときには、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額を乗じて得られる額に相当する部分の本社債及び行使日までの経過利息に係る債権のみを本新株予約権の行使に際して出資するものとし、当該部分以外の本社債（切捨償還額）及び行使日までの経過利息は本項第(1)号に従うものとする。

- ② 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債及び行使日までの経過利息に係る債権については、本新株予約権の行使により期限の利益が放棄されたものとみなす。

#### (5) 転換価額

- ① 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(ア) 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行における 1 株あたり発行価額に●<sup>12</sup>を乗じた額

(イ) ●円（以下「ポストキャップ」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、本項第(5)号①及び同②における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iv)に定める、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利並びに未発行新株予約権（本項第(5)号①(イ)(iii)に定義される。）（以下総称して「株式等」という。）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、下記算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。但し、当該合計数の算出及び下記算式において、同一の株式等は重複して加算しないものとし、また、普通株式以外の株式等についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定する。

また、当該合計数の算出及び下記算式において、本新株予約権及び/又は転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権（但し、完全希釈化後株式数を算出するにあたって、当該新株予約権の数が含まれるものに限る。以下「同種新株予約権」という。）につき、本項第(5)号①(ア)の額及び/又は同種新株予約権におけるこれに相当する額が当該新株予約権の転換価額となる場合は、当該新株予約権は、本新株予約権及び/又は同種新株予約権に含まれないものとし、その時点で全て当該転換価額において普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定し、当該合計数及び下記算式に従って再度算出を行うものとする。

---

<sup>12</sup> 0.7 から 0.9 とする例が多い

- (i) 発行済みの普通株式及び種類株式
- (ii) 発行又は付与済みの新株予約権(但し、下記(iv)に該当するものを除く。)、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利
- (iii) 当会社において発行を予定しているが未発行の新株予約権(以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール(付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当会社との新株予約権付与契約等の締結、当会社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。)を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールが増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。)
- (iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

## 記

除外完全希釈化後株式数

$$\text{完全希釈化後株式数} = \frac{\text{除外完全希釈化後株式数}}{1 - (\text{本新株予約権転換後下限比率} + \text{同種新株予約権転換後下限比率})}$$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

- (A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本項第(5)号①(イ)の(i)から(iii)の合計数(但し、当会社が保有する株式等を除く。)をいう。
- (B) 「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数(但し、当会社が保有する本新株予約権を除く。)を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。
- (C) 「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数(但し、当会社が保有する当該同種新株予約権を除く。)を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本(C)本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。

- ② 前①にかかわらず、次回株式資金調達が、転換期限に生じなかった場合の「転換価額」は、ポストキャップを転換期限における完全希釈化後株式数で除して

得られる価額とする。

- ③ 前①及び②にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、本項第(5)号①(イ)にかかわらず、本項第(5)号③における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iii)に定める株式等の合計数（但し、当社が保有する株式等を除く。）であって、本項第(5)号①(イ)に定める算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記(i)及び(ii)の合計数（但し、当社が保有する株式等を除く。）とする。

- (i) 発行済みの普通株式及び種類株式
- (ii) 発行又は付与済みの新株予約権（本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本(ii)において同じ。）、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利の内容に従い、当社の株式以外の対価を当社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利を除く。）
- (iii) 本新株予約権及び同種新株予約権（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当社の株式以外の対価を当社から受領する場合、当該新株予約権を除く。）

また、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分<sup>13</sup>、(ii)合併、株式交換、株式移転又は株式交付（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かか

---

<sup>13</sup> 本契約においては、アーリー期に発行されることを想定して「会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分」が生じた場合には、投資者は、①新株予約権の行使が可能となり（新株予約権付社債発行要項第12項第(3)号②）、さらに②期限前償還請求権が発生する（新株予約権付社債発行要項第9項第(3)号）旨の建付てとしている。もし、転換型新株予約権付社債をレイター期以降にも利用する場合には、「支配権移転取引等」の定義に「重要な財産の譲渡等」や「会社の●%以上の資産の譲渡等」等も含めることで、事実上資産の処分制限に類似する効果を持たせることも考えられる。

る行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv)当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、(v)当会社の解散若しくは清算、又は(vi)金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

### 13. 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。
- (2) 当社は、転換期限が到来した場合には、当会社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。
- (3) 前二号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当社は、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。

### 14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権

の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。

- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。

#### 15. 担保付社債への切換<sup>14</sup>

- (1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第 14 項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

#### 16. 担保提供制限に係る特約の解除

- (1) 当社が、第 14 項又は第 15 項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第 14 項は適用されない。

#### 17. 期限の利益の喪失

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が本社債について所定の利息の支払を怠ったとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (3) 当社が本社債を除く金銭債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が負担する第三者の金銭債務に係る保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 当社が支払の停止若しくは支払不能となり又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 当社の所有物件に対して、仮差押、差押又競売の申立てがあったとき。
- (8) 当社につき破産、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (9) 当社が解散（合併の場合を除く）の決議をしたとき。
- (10) 当社がその事業の全部又は一部を休止、若しくは廃止又は譲渡等をしようとするときに、本新株予約権付社債の社債権者が本社債の存続を不相当と認めたとき。

---

<sup>14</sup> 担保付社債信託法上は、社債への担保設定にあたり受託会社の設置が求められている等、スタートアップにとっては対応の負荷がある要件が求められている他、スタートアップに限らず対応負担が大きいことが指摘されている。別途当協会において提言を公表しているとおり、社債の担保設定については担保付社債信託法の適用等の問題が生じるため、同法の見直しや検討が進められている事業成長担保権との連携も検討することが重要と考えられる。

(11)当社、又は当社の特別利害関係者、又は当社の役員・従業員、取引先等が次のいずれかに該当したとき。

- ① 自ら又は第三者をして反社会的行為を行ったこと
- ② 反社会的勢力等又は反市場勢力となったこと
- ③ 反社会的勢力等又は反市場勢力に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等又は反市場勢力の維持、運営に協力又は関与をしたこと
- ④ 反社会的勢力等及び反市場勢力と交流をもったこと
- ⑤ 反社会的勢力等又は反市場勢力が当社の経営に関与したこと

(12)その他当社が本契約又は本要項に違反し、催告から 30 日以内にその違反が是正又は履行されないとき。

(13)前各号の他、当社が本社債権者との間で締結する本新株予約権付社債の引受に関する契約、その他当社及び本社債権者を当事者に含む契約において、本社債の期限の利益を喪失するものとして定めた事象が生じた場合

#### 18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 19. 組織再編行為時の取扱い

当社が、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権のかかる交付に伴って消滅することとなる本新株予約権が付された本社債は再編対象会社に承継されるものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権者付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

【転換対象株式が種類株式の場合】

再編対象会社の●種優先株式（但し、当該権利の内容が、本新株予約権の目的である●種優先株式の権利内容に準じたものに限る。）とする。但し、組織再編行為までに当社が次回株式資金調達を実行した場合には、新株予約権の目的である株式の種類は、第12項第(1)号に定める本新株予約権の目的である株式に準じたものとする。

(1) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第12項に準じて決定する。なお、転換価額は第12項第(5)号に準じた調整を行う。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の条件等を勘案の上、第12項第(2)号に準じて決定する。

(4) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(6) 組織再編行為時の取扱い

本条に準じて決定する。

20. 本新株予約権の行使請求受付場所

当社本店。但し、当社が株主名簿管理人を置いたときには、株主名簿管理人の営業所。

21. 本新株予約権の行使の効力発生

本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。

なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日を意味するものとする。

22. 本新株予約権の行使により発行された株式の配当金

本新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、本新株予約権行使の効力発生日が属する事業年度の前事業年度の終了時に新株の発行があったものとしてこれを払う。

23. 譲渡による新株予約権付社債の取得の制限

- (1) 本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社代表取締役の決定による（取締役会設置会社の場合は当社取締役会の決議による）当社の承認を要するものとする。
- (2) 本新株予約権付社債を取得し又は買い付けた者は、その取得又は買付けに係る本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外は譲渡することはできないものとする。

24. 遅延損害金

当社が本社債を償還期限に償還せず又は本社債について期限の利益を喪失した場合、当社は、その未払金額について償還期限又は期限の利益を喪失した日の翌日から支払完了の日まで、年 14.6%の割合による損害金を本新株予約権付社債の社債権者に対して支払う。

以上



発行会社による表明及び保証

- (1) 発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有していること。
- (2) 発行会社による本契約の締結及びその履行は、発行会社の目的の範囲内の行為であり、発行会社は、本契約の締結及びその履行をするために必要な権限及び権能を有していること。
- (3) 発行会社及び発行会社を代表して本契約に署名又は記名押印する者は、法令等又は発行会社の定款その他の社内規程で必要とされる手続に基づき適法かつ有効に、かかる署名又は記名押印を行う権限を付与されていること。
- (4) 本新株予約権付社債の取得勧誘及び発行に際して、関連する証券法に基づく登録又は届出その他の手続を行うことを要しないこと。発行会社は、本新株予約権付社債の取得勧誘及び発行に際して登録又は届出その他の手続を行うべきこととなる行為を行っていないこと。
- (5) 発行会社は、本契約の締結及びその履行につき、(i)発行会社の定款その他の社内規程、(ii)司法・行政機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可その他の判断、(iii)発行会社に適用のある法令等、及び(iv)発行会社が当事者となっている契約等に、重要な点において違反するものではないこと。
- (6) 本転換により転換対象株式が発行され投資家に交付された際は、転換対象株式は適法かつ有効に発行され、発行会社の定款、会社法及び関連する証券法に従った譲渡制限の他に何らの制限もなく、転換対象株式の発行は適用ある有価証券に関する法令に違反しない。
- (7) 発行会社は、事業を現在又は将来において運営するために必要な、特許権、意匠権、実用新案、商標権、サービスマーク、商号、著作権、営業秘密、ライセンス、ドメインネームその他の財産的価値のある情報及びプロセス（外国法に基づくこれらに相当するもの及びこれらの権利を受ける権利を含む。）を、第三者の有するこれらの権利への抵触や侵害なく保有し、又は商業的に合理的な条件によりそれらの権利を獲得することが可能である。
- (8) 発行会社が所有し、又は適法に使用する権利を有している資産について、クレーム等、当該権利を基礎づける契約についての債務不履行事由等、訴訟等、司法・行政機関の判断等その他発行会社による現行の態様での使用を制限し又はその支障となる事由は一切存在せず、これらが生じるおそれもないこと。
- (9) 発行会社、その特別利害関係者、株主又は主要な取引先等は、反社会的勢力等ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運

営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていない。

- (10)発行会社による事実の表明及び保証、並びに本発行会社が本契約の締結に関連して投資家に対して交付した書面及び提供した情報は、重要な点において真実かつ正確であり、投資家の投資判断に誤解を生じさせないために必要な事実を重要な点において欠いていない。

以上

別紙 3

銀行口座（社債の払込金額の払込先）

払込取扱銀行：

口座名義：

預金種類：

口座番号：

別紙 4

通知先の表示

発行会社：

(住所)

(担当者部署・氏名)

(TEL)

(E-mail)

投資者：

(住所)

(担当者部署・氏名)

(TEL)

(E-mail)